

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

東京高等検察庁 御中

狭山事件にかかわる証拠開示を求めます

狭山事件は現在、東京高等裁判所に第3次再審請求が申し立てられています。

狭山事件では事件当時多くの捜査資料が集められ、東京高等検察庁も積み上げると2～3メートルに及ぶ証拠があることを認めています。この間、裁判所の勧告もあつていくつかの証拠が開示されてきていますが、まだ多くの証拠が開示されていません。貴検察庁が裁判所に提出した書類で「不見当」とするだけで検察官手持ちの証拠の内容さえ弁護側にわからないのでは公正な裁判が保証されかねます。狭山事件再審弁護団は、これまでに筆跡鑑定や足跡鑑定、法医学鑑定など、有罪判決に合理的疑いをいだかせる多数の新証拠を提出しています。検察官はこれらの証拠について反証を行うと主張しているようですが、いまだに有効な反証は出ていません。一方で、すでに開示された証拠の一部である取り調べテープからは、石川一雄さんが自白を強要されている様子が明白です。

新証拠の発見を要件とする再審制度の趣旨からも検察官の手持ちの証拠の開示は当然です。国連も検察官手持ちの証拠への弁護側のアクセスを保障するよう勧告しています。新証拠となる可能性のある証拠を検察官がことさら隠すことは正義に反します。袴田事件では、検察官がこれまで「ない」と言っていた写真ネガや取り調べテープがあったとして出されています。

東京高等検察庁がすべきことは新証拠に対し反証を行うのではなく、全ての証拠を開示することです。公正・公平・誠実に狭山事件再審弁護団の証拠開示請求に応じるよう強く求めます。とくに、東京検察以外の埼玉県警やさいたま地検などの証拠物一覧表を速やかに弁護団に開示するよう要請します。

2020年10月29日

日本聖公会第65(定期)総会

議長 主教 植松 誠